

公立・公的医療機関の具体的対応方針の再検証
中津市立中津市民病院

医政発 0324 第 6 号
令和 4 年 3 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

地域医療構想の進め方について

地域医療構想については、これまで、「地域医療構想の進め方について」(平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)及び「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和 2 年 1 月 17 日付け医政発 0117 第 4 号厚生労働省医政局長通知)等に基づき、取組を進めていただいていたところである。引き続き、これらの通知の記載を基本としつつ取組を進めていただく際に、追加的に留意いただく事項について、下記のとおり整理したので、貴職におかれは、これらの整理について御了知いただいた上で、地域医療構想の実現に向けた取組を進めるとともに、本通知の趣旨を貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1. 基本的な考え方

今後、各都道府県において第 8 次医療計画(2024 年度～2029 年度)の策定作業が 2023 年度までかけて進められる際には、各地域で記載事項追加(新興感染症等対応)等に向けた検討や病床の機能分化・連携に関する議論等を行っていただく必要があるため、その作業と併せて、2022 年度及び 2023 年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行う。

その際、各都道府県においては、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により病床の機能分化・連携等の重要性が改めて認識されたことを十分に考慮する。

また、2024 年度より医師の時間外労働の上限規制が適用され、2035 年度末に暫定特例水準を解消することとされており、各医療機関において上限規制を遵守しながら、同時に地域の医療提供体制の維持・確保を行うためには、医療機関内の取組に加え、各構想区域における地域医療構想の実現に向けた病床機能の分化・連携の取組など、地域全体での質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の確保を図る取組を進めることが重要であることに十分留意する。

なお、地域医療構想の推進の取組は、病床の削減や統廃合ありきではなく、各都道府県が、地域の実情を踏まえ、主体的に取組を進めるものである。

2. 具体的な取組

「人口 100 万人以上の構想区域における公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」(令和 3 年 7 月 1 日付け医政発 0701 第 27 号厚生労働省医政局長通知)2.(3)において、「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等、地域医療構想の実現に向けた今後の工程に関しては、新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、各地域において地域医療構想調整会議を主催する都道府県等とも協議を行いながら、厚生労働省において改めて整理の上、お示しすることとしている。」としていたことについては、2022 年度及び 2023 年度において、公立・公的・民間医療機関における対応方針の策定や検証・見直しを行うこととする。

このうち公立病院については、病院事業を設置する地方公共団体は、2021 年度末までに総務省において策定する予定の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

また、民間医療機関を含め、議論の活性化を図るため、必要に応じて以下の観点も参照するとともに、重点支援区域の選定によるデータ分析等の技術的支援なども併せて活用し、議論を行う。

※ 民間医療機関を含めた議論の活性化を図るための観念の例(2020 年 3 月 19 日の地域医療構想ワーキンググループにおける議論より)

- ・ 高度急性期・急性期機能を担う病床…厚生労働省の診療実績の分析に含まれていない手術の一部(胆嚢摘出手術や虫垂切除手術など)や内科的な診療実績(抗がん剤治療など)、地理的要因を踏まえた医療機関同士の距離
- ・ 回復期機能を担う病床…算定している入院料、公民の違いを踏まえた役割分担
- ・ 慢性期機能を担う病床…慢性期機能の継続の意向や介護保険施設等への転換の意向・状況

3. 地域医療構想調整会議の運営

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、地域医療構想調整会議の運営に当たっては、感染防止対策を徹底するとともに、医療従事者等の負担に配慮する。

年間の開催回数についても、必ずしも一律に年 4 回以上行うことを求めるものではないが、オンラインによる開催も検討し、必要な協議が十分に行われるよう留意する。

また、感染防止対策の一環として会議の傍聴制限を行った場合には、会議資料や議事録等の公表について、とりわけ速やかに行うよう努める。

4. 検討状況の公表等

検討状況については、定期的に公表を行う。具体的には、2022 年度においては、2022 年 9 月末及び 2023 年 3 月末時点における検討状況を別紙様式に記入し、厚生労働省に報告するとともに、各都道府県においてはその報告内容を基にホームページ等で公表する。

なお、各都道府県ごとの検討状況については、今後、地域医療構想及び医師確保計画に関するワーキンググループ等に報告することを予定している。

また、様式に定める事項以外にも厚生労働省において、随時状況の把握を行う可能性がある。

5. 重点支援区域

重点支援区域については、都道府県からの申請を踏まえ、厚生労働省において選定しているが、今後、全ての都道府県に対して申請の意向を聞くことを予定している。

6. その他

第 8 次医療計画の策定に向けては、現在、第 8 次医療計画等に関する検討会や同検討会の下のワーキンググループ等において「基本方針」や「医療計画作成指針」の見直しに関する議論を行っているが、この検討状況については適宜情報提供していく。

【担当者】

厚生労働省医政局地域医療計画課

医師確保等地域医療対策室 計画係

03-5253-1111(内線 2661、2663)

E-mail iryuo-keikaku@mhlg.go.jp

公立病院経営強化プラン[中津市民病院]について

◎病床等について

| 機能ごとの 病床数 | 現 在（令和4年度病床機能報告） | | | | | | ➔ | 2025年 | | | | | | | |
|--------------|------------------|--|-----|-----|-----|-----|-----|--|------|-------|-----|-----|-----|-----|-----------------|
| | 病床種別 | 一般 | 療養 | 精神 | 結核 | 感染症 | | 計 | 病床種別 | 一般 | 療養 | 精神 | 結核 | 感染症 | 計 |
| | 病床機能 | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 計※ | | ※一般・療養病床の合計数と一致 | 病床機能 | 高度急性期 | 急性期 | 回復期 | 慢性期 | 計※ | ※一般・療養病床の合計数と一致 |
| | 250 | | | | | 250 | | 250 | | | | | 250 | | |
| 診療科目 | 科目名 | 内科、糖尿病・内分泌内科、心療内科（休診中）、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、内視鏡外科、乳腺外科、肛門外科、呼吸器外科、小児外科、泌尿器科、整形外科（休診中）、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、耳鼻咽喉科（休診中）、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科 (計27科目) | | | | | 科目名 | 内科、糖尿病・内分泌内科、心療内科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、腎臓内科、小児科、外科、消化器外科、内視鏡外科、乳腺外科、肛門外科、呼吸器外科、小児外科、泌尿器科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、放射線科、麻酔科、病理診断科、歯科口腔外科、救急科、腫瘍内科 (計29科目) | | | | | | | |

◎経営強化プラン内容(地域医療構想関連抜粋)

| | | |
|-----------------|------------------------------------|---|
| 役割・機能の最適化と連携の強化 | <p>地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能</p> | <p>医療圏唯一の公的中核病院として急性期医療を提供しつつ、各種指定病院としての機能を発揮していく。地域医療機関との役割・機能分担については現段階では、急性期機能を基幹病院が担い、回復期・初期救急を地域医療機関が担うということができている。今後も地域医療情勢を注視しながら関係機関との連携を図っていく。</p> <p>指定機関としての役割としては、高次救急を中心とした救急対応、災害拠点病院としてのDMAT等の充実、へき地医療への協力、ハイリスクにも対応できる周産期医療の提供、隣接する小児救急センターとの役割分担による二次医療機関としての小児救急医療の提供があげられる。</p> <p>なお、地域医療構想において指摘されているとおり北部医療圏は高度急性期病床の不足ということが深刻な課題であるということは認識しており、今後体制の整備を進めていきたいと考えている。</p> |
| 役割・機能の最適化と連携の強化 | <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能</p> | <p>地域包括ケアシステムの構築に向け当院としては下記の取組を進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報連携ネットワークの構築に協力し、医療連携、医療・介護(福祉)連携へ寄与する。 ・患者の在宅復帰、在宅医療の提供向け患者サポートセンターを中心にきめ細やかな支援を実施する。支援充実のために地域のケアマネジャーや訪問看護スタッフ等患者を支える人材との連携を目的とし地域連携会を毎年実施しているところである。 ・地域住民の健康づくりのため、各地域において定期的に健康教室を実施していく。 ・地域包括ケアシステム構築において当院が期待される役割として「在宅療養後方支援病院」機能がある。患者の緊急時にスムーズに当院の医療提供ができる体制を地域医療機関と協力し進めていく。 |
| 役割・機能の最適化と連携の強化 | <p>機能分化・連携強化</p> | <p>当院としては、今後も急性期に基軸をおいた役割を果たしていく。回復期、初期救急、在宅医療といった機能を地域医療機関に担っていただく。それぞれの役割を果たしていき切れ目のない医療提供ができるように今後も地域医療機関との連携強化に努めていく。</p> |